

70歳未満の国民健康保険高額療養費制度が一部改正されます

平成27年1月から70歳未満の人の高額療養費制度が一部改正され、今まで3段階だった所得区分が5段階に細分化、限度額も所得要件に応じた金額になります。

現在交付されている70歳未満の人の「限度額適用認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が平成26年12月31日までとなっていますので、新しい認定証を12月中に郵送します（申請の必要はありません）。

（平成26年12月まで）

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※2)
上位所得者(※1)(区分A)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般(区分B)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯(区分C)	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の年間所得額が600万円を超える世帯の人

※2 過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額です

（平成27年1月から）【予定】

所得区分		自己負担限度額(月額)	
		3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※2)
上位所得者	所得(※3)が901万円を超える(区分ア)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下(区分イ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下(区分ウ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)(区分エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(区分オ)		35,400円	24,600円

※3 所得=総所得金額等-基礎控除(33万円)

医療費が高額になったときに支払いを限度額までにするには、限度額認定証が必要です。

高額療養費制度を利用するためには・・・
医療機関の窓口で、保険証と一緒に「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額認定証」)の提示が必要です。忘れずに国保担当窓口で認定証の交付申請をしてください。保険税を滞納していると交付されない場合があります。



神林支所
地域福祉室 太田

●お問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111(内線253、254)